様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃぎけんせこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社技研施工  （ふりがな）にしがわ　あきひろ  （法人の場合）代表者の氏名 西川　昭寛  住所　〒781-5195  高知県 高知市 布師田３９４８番地１  法人番号　3490001000360  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　技研施工の取り組むDX | | 公表日 | ①　2025年 6月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  　公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  記載箇所：「デジタルビジョン」「トップメッセージ」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、目指す社会の実現に向けてデジタルビジョンを掲げています。  ＜デジタルビジョン＞  デジタル革命を通じて五⼤原則を⾼度に満たした「物」「⽅法」の創造を加速化し、安心安全でサステナブルな社会の実現に貢献する  ※五大原則…環境性、安全性、急速性、経済性、文化性  ＜ビジネスモデルの方向性＞  開発型施工企業として培ってきた技術やノウハウと、デジタル技術を組み合わせることで圧入原理の優位性を最大限に引き出し、絶え間なく変化する社会課題に対し、最適なソリューションを提供し続けることで、建設の新しい価値を創出する挑戦を続けていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　ホームページ公開内容は取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　技研施工の取り組むDX | | 公表日 | ①　2025年 6月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  　公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  掲載箇所：「デジタル戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①　技研施工の取り組むDX  「デジタル戦略」  戦略①：インテリジェントコンストラクションの実現  戦略②：デジタル戦略技術を用いたナレッジマネジメント  戦略③：デジタル基盤の構築  「DX戦略の具体的な取り組み」  戦略①：インテリジェントコンストラクションの実現  社会情勢や気候の変化が著しい中で、安心安全でサステナブルな社会の実現に貢献するため、デジタル技術を活用した既存ビジネスの高度化 (自動化、遠隔指導)と、圧入の原理原則に基づいた新ビジネス創出を目指し、オンリーワンの価値を提供する。  戦略②：デジタル技術を用いたナレッジマネジメント  過去の工事案件データや技術者の技術情報(ノウハウ)の伝達を促進させることにより遠隔地での案件管理手法を確立。また、新たに確立した管理手法を用いて新規事業への展開を図る。  戦略③：デジタル基盤の構築  少子化・担い手不足という喫緊の課題に加え、VUCA（変動性/不確実性/複雑性/曖昧性）の時代に対応するため、人による経験や勘ではなく、データやデジタル技術を活用して新３Kを推進。デジタルスキルを強化することで、生産性を向上させるためにデジタル基盤・データ活用の仕組みを構築し、働く環境が異なる中でも多様な人材が活躍できる取組を推進。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　ホームページ公開内容は取締役会において承認のうえ公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　技研施工の取り組むDX  　公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  掲載箇所：「推進体制」「人材育成計画」 | | 記載内容抜粋 | ①　経営層、DX推進チーム、各事業、支援部門と連携を強化し、事業横断でDX推進を目指し、デジタル技術を活用した既存ビジネスの高度化を推進するため、積極的に外部組織との協業を進めていきます。  またデジタル人材の育成として「高収益企業体制の実現」と「建設現場の生産性向上」の2軸を目標にDX人材の育成に取り組み、人材育成方針においては、時代や社会の変化に適応しニーズを取り入れます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　技研施工の取り組むDX  　公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  掲載箇所：「IT環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　社会情勢や気候の変化に対応し、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献するため、デジタル技術を活用したIT環境を整備します。業務の自動化、高度化を図るとともに、圧入原理に基づいた新規ビジネス創出を推進し、独自の価値を提供します。AI、RPA、IoTなどの先端技術を活用し、データ統合・利活用を促進することで、遠隔地での案件管理手法を確立、さらにデジタル基盤の整備とデジタルスキルの強化により、多様な人材が活躍できる環境を構築し、業務の効率化・生産性向上の実現を推進します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　技研施工の取り組むDX | | 公表日 | ①　2025年 6月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  　公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  掲載箇所：「推進指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　戦略の達成度を測る定性目標として、当社の提唱する五大原則の最大化を設定しています。  デジタル戦略のアクションプランは全て五大原則評価の向上に寄与し、独自評価表によって可視化した基準に沿って達成状況を把握します。 また、⼀部定量指標を設定し、両側⾯からデジタル戦略の推進を⾏っていきます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月18日 | | 発信方法 | ①　技研施工の取り組むDX  　当社ホームページに掲載  　https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  　公表方法：当社ホームページに掲載  公開場所：https://www.gikenseko.co.jp/sastainability/seko-dx/  掲載箇所：「トップメッセージ」 | | 発信内容 | ①　当社は、圧入施工のリーディングカンパニーとして、建設公害や自然災害など、様々な社会課題に対し、国民の視点に立って定めた工法選定基準「建設の五大原則」を高次元で満たす圧入技術「インプラント工法TM」を以てソリューションを提供しています。  世界の建設を変える「工法革命」の最前線で、圧入原理の優位性に基づく新技術・新工法を創出し続け、建設のあるべき姿を実現することは、当社の使命です。圧入工法のさらなる市場拡大・生産性向上のため、現場で起こる問題を分析し、解決策を提示、設計から実証試験、現場投入までを自社で完結させ、最短での解決を実現させています。  「デジタル革命を通じて五大原則を高度に満たした「物」「方法」の創造を加速化し、 安心安全でサステナブルな社会の実現に貢献する」をデジタルビジョンとして掲げ、人々の生活が快適で豊かなものになることを目指し、DXに積極的に取り組んでいます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 9月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。